

健康福祉委員会 案件一覧

(令和8年5月14日開催分)

○所管事務報告 10件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	(仮称) 上池台二丁目複合施設の基本設計について	6	竹田 元気高齢者担当課長
	2	蒲田西地域力推進センター及び分館の開館について	7	山浦 福祉管理課長
	3	大田区社会福祉センターの活用方針について	8	山浦 福祉管理課長
	4	大田区福祉事業所・従事者向けカスタマーハラスメント相談窓口の開設について	9	山浦 福祉管理課長
	5	大田区介護人材スポットワーク導入支援補助事業の開始について	10	山浦 福祉管理課長
	6	介護保険業務状況（令和7年12月分）について	11	牧井 介護保険課長
	7	大田区立特別養護老人ホーム糀谷及び併設施設の再開について	12	塚本 介護サービス推進担当課長
	8	介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業の開始について	13	塚本 介護サービス推進担当課長
	9	大田区立障害者福祉施設における指定管理者候補者の選定について	14	久保 障害福祉サービス推進担当課長
政策部 健康	10	令和8年度健康づくり課の新規事業等について	15	片寄 健康づくり課長

(仮称) 上池台二丁目複合施設の基本設計について

①コンセプト

『つながる・ひろがる地域の輪』

- 1.すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設
- 2.全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設
- 3.自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点

②施設概要1

機能	概要	面積	階
洗足区民センター	広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図り、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するための拠点。	約1,000㎡	1・2・3階
キッズな洗足池	子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、子どもの健全育成を図る。	約200㎡	1・2階
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業を実施する。また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供する。	約50㎡	1階
上池台児童館	誰もが安心して利用できる公共の身近な居場所として、子どもの健全育成と子育て家庭を支援する地域の拠点。	約900㎡	2階

他 共有スペース等約2,150㎡、駐輪場約70㎡、駐車場約180㎡

③施設概要2

住所	上池台二丁目35番2号
用途地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種中高層住居専用地域（容積率200%、建蔽率60%） ・第二種高度地区 ・準防火地域
階数構造	<ul style="list-style-type: none"> ・地上3階建て（地下なし。塔屋部4階） ・鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
敷地面積 延床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・2,041.58㎡ ・約4,300㎡

④これまでいただいた主なご意見と区の考え（一部）

- 現施設に、駐車場、エレベーター、体育室にエアコンがないのは不便である。
⇒ **建て替え後は設置する。**
- 今の集会室・学室は数が少なく部屋自体も狭く自由度が低いため活用しにくい。
⇒ **新施設では、集会等ができる部屋を現在の2部屋から増やすことを想定しており、スライディングウォールで仕切られた部屋などを設け、細かく区切った利用と、壁を動かして広く使う利用ができる。**
- 酷暑対策のため、子どもが屋内でのびのび遊べる施設にしてほしい。また、洗足池のランドマークとなる子ども向け施設にしてほしい。
⇒ **2階の共用部に子ども向けのプレイルームを設ける。**
- 学びのための図書コーナーや飲食できるスペースを確保するなど、プラスアルファの機能が必要では。
⇒ **共用部の各所に本棚を設置し、自由に読書をお楽しみいただける環境と、ランチコーナーを設ける。また、児童館エリアに図書・工作コーナーを設ける。**

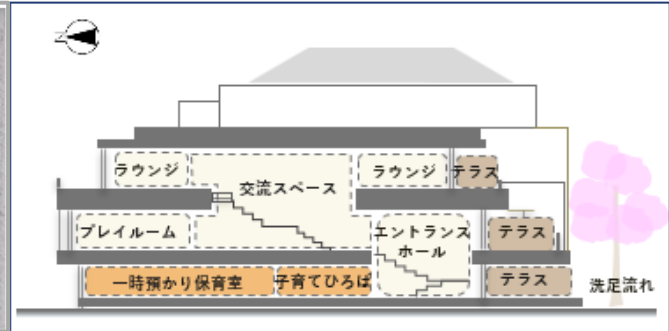
⑤施設イメージ



北西側外観



2階交流スペースからメインアプローチを臨む



断面イメージ

健康福祉委員会 令和8年5月14日
福祉部 資料7番
所管 福祉管理課

蒲田西地域力推進センター及び分館の開館について

1 開館日

蒲田西地域力推進センター 令和8年11月30日（月）
 蒲田西地域力推進センター分館 令和8年11月1日（日）

2 蒲田西集会室の予約・利用等について

(1) 令和8年7月16日（木）から公共施設利用システム「うぐいすネット」により蒲田西集会室の抽選申し込みを開始する。

(2) 施設説明会について

以下のとおり、利用者向けに施設説明会を開催する。

① 日時

令和8年6月20日（土）午前11時から正午まで

令和8年6月22日（月）午後7時から午後8時まで

② 場所

蒲田西特別出張所

3 施設の開館に関する周知方法

(1) 区ホームページ

(2) 区報

(3) 区設掲示板

(4) その他

地域力推進会議蒲田西地区委員会、自治会・町会長会議 等

4 各施設の業務開始日（予定）

蒲田西地域力推進センター	
令和8年 11月30日（月）	蒲田西特別出張所
12月14日（月）	大田区社会福祉協議会 大田区いきいきごとステーション 地域包括支援センター西蒲田 シニアステーション西蒲田
12月21日（月）	大田区シルバー人材センター

蒲田西地域力推進センター分館	
令和8年 11月1日（日）	蒲田西集会室
11月2日（月）	一時預かり保育室 フラットおおた JOBOTA、SAPOTA

5 その他

(1) 施設内覧会 (予定)

大田合同庁舎 (蒲田西地域力推進センター)

令和8年11月中旬

蒲田西地域力推進センター分館

令和8年10月下旬

(2) オープニングセレモニー (予定)

両施設合同開催

令和8年11月下旬

大田区社会福祉センターの活用方針について

経過など

- ✓ 当センターについては、区の経営資源として有効活用できることなどから、令和7年12月に民間所有者が所有する部分を取得した。
- ✓ また、当センターが位置する「蒲田西地区」においては、「(仮称)都区合同庁舎」や「(仮称)西蒲田七丁目複合施設」の整備を進めており、これら施設の竣工後には、当センターに入所する複数の施設が移転する。
- ✓ このような中、当センターの活用方法については、ニッセイロマスクエアの賃料解消を前提に、以下の「基本的な考え方」のもと検討を実施した。

- 区民サービスの低下を生じさせないこと
- 水防や震災発生直後の対応を想定すること
- 部単位での移転など実務面を考慮すること

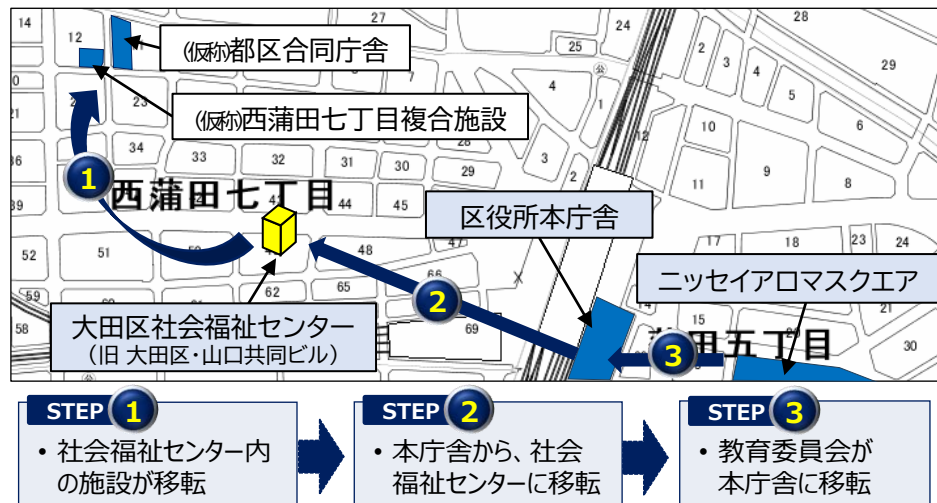
- ✓ 教育委員会については、職員数や必要な諸室が多く、仮に、当センターに移転した場合は、執務室が複数階層(4~5階層)に分かれてしまうため、実務面から望ましくない。以上のことから、本庁舎へ再配置する。
- ✓ 教育委員会の再配置に伴う当センターへの移転部局については、上記を踏まえ、「鉄道・都市づくり部」と「資源環境部」を想定する。

活用方針

- ✓ 当センターは、左記、移転部局に加え、引き続き、当センターに存置する「キッズな蒲田」や「社会福祉協議会(一部)」などにより活用する。
- ✓ なお、当センターは、令和8年度から「設計業務」に着手し、令和9年度から「長寿命化改修工事」の実施を予定する。改修工事の内容をはじめ、入所する施設の「配置階層」については、設計業務の段階で決定する。

現在	※ 移転施設は、「太字・下線」	活用方針	※ 新規入所部分は、「太字・下線」
9F	学習支援事業 ほか	9F	学習支援事業 ほか
8F	(民間居住者)	8F	(民間居住者)
7F	社会福祉協議会、 地域包括支援センター ほか	7F	社会福祉協議会(一部)
6F	社会福祉協議会	6F	
5F	社会福祉協議会	5F	・鉄道・都市づくり部
4F	社会福祉協議会、 シルバー人材センター	4F	・資源環境部
3F	子ども家庭総合支援センター開設準備室	3F	・福祉分野の新たな行政需要
2F	キッズな蒲田	2F	キッズな蒲田
1F	保育室サン御園	1F	駐車場・駐輪場ほか
B1	駐車場	B1	駐車場

移転イメージ



スケジュール (予定)

令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11(2029)年度以降
(社会福祉センター) 取得	移転 ※左記 1	(社会福祉センター) 改修工事 長寿命化		再配置
				<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 (鉄道・都市づくり部、資源環境部) ⇒ 社会福祉センター ※左記 2 ニッセイロマスクエア (教育委員会) ⇒ 区役所本庁舎 ※左記 3

※以上の内容は現時点のもの。今後の検討により、一部変更となる可能性がある。

健康福祉委員会
令和8年5月14日
福祉部 資料9番
所管 福祉管理課

大田区福祉事業所・従事者向けカスタマーハラスメント相談窓口の開設について

1 目的

福祉事業所における利用者や家族からのカスタマーハラスメントが課題となるなかで、令和8年10月から労働施策総合推進法の改正により、全ての事業者にはカスタマーハラスメント対策が義務付けられる。

こうした背景を踏まえて、区内福祉事業所や福祉従事者を対象にカスタマーハラスメントに関する専門的な相談窓口を設けることで、区内福祉事業所における就業環境の整備と福祉サービスの質の向上を図る。

2 相談窓口の概要

相談方法	電話またはメール
受付時間	月曜日から金曜日(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)までの9時から17時まで
対 象	原則として区内福祉事業所等の管理者および福祉従事者

3 窓口での相談内容

- (1) カスタマーハラスメント未然防止に向けた対策に関する相談、助言
- (2) カスタマーハラスメント発生前のクレーム段階を含めた対応方法に関する相談、助言
- (3) カスタマーハラスメント対応に関する無料法律相談(初回30分のみ無料)

4 開設日

令和8年5月18日

健康福祉委員会 令和8年5月14日
福祉部 資料10番
所管 福祉管理課

大田区介護人材スポットワーク導入支援補助事業の開始について

1 事業実施目的

区内介護事業所が、短時間・単発の就労を仲介するスポットワークサービスを利用するための経費を助成することで、潜在的な介護職員（介護福祉士等の資格を有し現時点では介護職等として就業していない方）の新規就労や復職を促進し、介護事業所等における人材確保や就業環境の整備を支援する。

2 事業概要

(1) 補助対象

区内に所在する事業所や施設において、介護保険法に基づく各サービスや老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームを含む）を運営している法人

(2) 補助対象経費

交付決定を受けた日から令和9年3月31日までに支払いが完了している、「スポットワークサービス提供事業者を支払ったサービス利用料」及び「スポットワーカーを支払った給与（交通費含む）」。

(3) 雇用するスポットワーカーの要件

介護に関連する資格（介護福祉士や実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師等）を有する者であって、就業時に他の介護事業所に就業していないこと。

3 補助率及び補助金の額

補助率は、補助対象経費の10分の10とする。
補助上限額は、1法人当たり10万円とする。

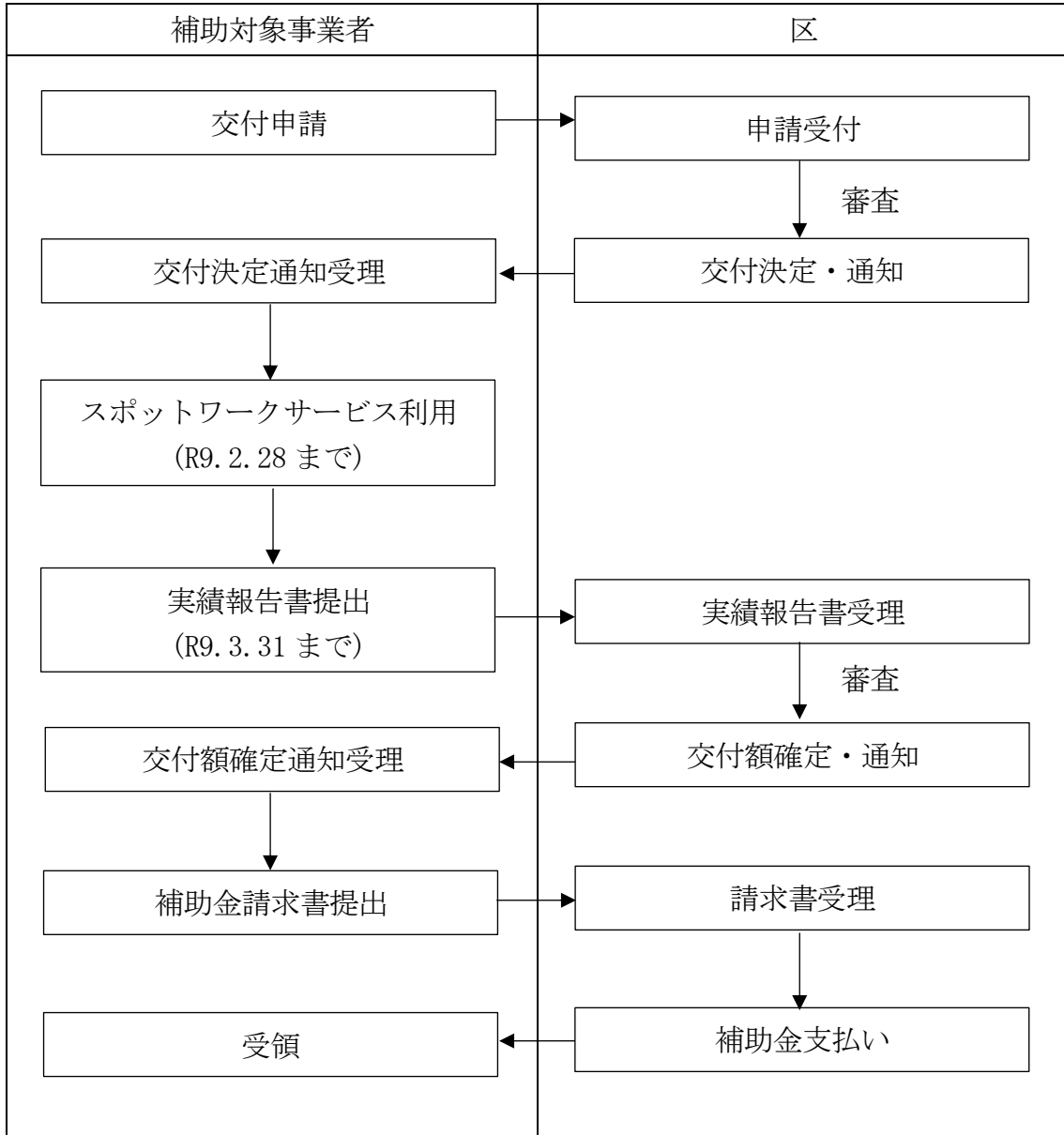
4 補助対象となる雇用期間

交付の決定を受けた日から令和9年2月28日までにスポットワーカーの雇用が完了したもの。

5 今後の予定

令和8年5月下旬	事業周知及び交付申請受付開始
令和8年5月から令和9年2月末まで	スポットワークサービスの利用
令和9年3月31日	実績報告書の提出締切

6 補助の流れ（今後の予定）



介護保険業務状況(令和7年12月)

1 介護保険 第1号被保険者数 (12月末現在) (単位:人)

	第1号被保険者数	前年同月数	前年同月比	前年同月比(%)
65歳～74歳	67,826	69,029	△ 1,203	△1.7%
75歳以上	98,046	96,586	1,460	1.5%
合計	165,872	165,615	257	0.2%

2 介護保険 要介護・要支援認定者数 (12月末現在) (単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)
第1号被保険者数	3,793	3,974	7,068	6,871	4,735	4,112	2,995	33,548	—
第2号被保険者数	57	104	101	211	149	102	122	846	—
被保険者総数	3,850	4,078	7,169	7,082	4,884	4,214	3,117	34,394	
前年同月総数	3,593	3,826	7,019	6,763	4,743	4,420	3,162	33,526	2.6%
増減	257	252	150	319	141	△ 206	△ 45	868	

3 介護(介護予防)サービス受給者数(12月末現在) (単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)
施設介護サービス受給者数	当月	0	0	99	256	792	1,092	808	3,047	3.6%
	前年同月	0	0	98	229	723	1,071	821	2,942	
居宅介護(介護予防)サービス受給者数	当月	1,591	2,331	6,007	6,404	3,901	2,969	2,089	25,292	2.7%
	前年同月	1,468	2,195	5,846	6,092	3,850	3,127	2,057	24,635	
地域密着型(介護予防)サービス受給者数※	当月	2	5	1,552	1,469	964	523	352	4,867	0.8%
	前年同月	3	7	1,532	1,407	957	544	380	4,830	

※地域密着型サービス受給者数については、居宅介護(介護予防)サービス受給者との重複受給者を含む。

4 施設介護サービス受給者数 (12月末現在) (単位:人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	合計
施設数	19か所	5か所	2か所	26か所
受給者数	2,164	667	216	3,047
前年同月受給者数	2,101	607	234	2,942

5 特別養護老人ホーム申込状況調 (12月末現在) (単位:人)

	前月末 申込者数 A	新規 申込者数 B	区内施設 入所者数 C	区外施設 入所者数 D	取下げ等 E	入所申込者数 (A+B-C-D-E)
令和7年12月末時点	1,234	15	29	1	37	1,182
令和7年度累計	—	937	369	7	536	—

★取下げ等の内訳は、取下げ6、死亡31である。

6 大田区内の介護サービス等事業所数 (都情報等による12月末指定分まで) (単位:か所)

サービス種別	介護サービス事業所		介護予防サービス事業所		総合事業事業所	
	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)
施設サービス	26	0	—	—	—	—
居宅サービス	659	1.5%	296	5%	244	△3.2%
地域密着型サービス	174	△1.7%	69	4.5%	—	—
合計	859	0.8%	365	4.9%	244	△3.2%

健康福祉委員会 令和8年5月14日
福祉部 資料12番
所管 高齢福祉課・介護保険課

大田区立特別養護老人ホーム糎谷及び併設施設の再開について

標記については、改修工事を進めてきたところ、令和8年3月をもって工事が完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 対象施設

大田区立特別養護老人ホーム糎谷及び併設施設（大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター糎谷）

2 施設の位置

施設の名称	再開後の所在	再開前の所在
大田区立特別養護老人ホーム 糎谷	西糎谷二丁目12番1号	
大田区立糎谷高齢者在宅サー ビスセンター		蒲田二丁目8番8号
地域包括支援センター糎谷		東糎谷一丁目19番21号

3 利用再開時期（予定）

- (1) 大田区立特別養護老人ホーム糎谷
令和8年6月1日
- (2) 大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンター
令和8年7月1日
- (3) 地域包括支援センター糎谷
令和8年7月21日

介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業の開始について

1 事業概要

レクリエーションや見守り、話し相手などの仕事を依頼したい「介護事業所」と、すきま時間を生かしたい「地域住民」を有償ボランティアとしてマッチングするプラットフォームサービスを導入する介護事業所の支援を実施する。

2 目的

介護人材の確保が喫緊の課題となっている中、多様な人材が有償ボランティアとして介護の担い手になることで、介護人材のすそ野をさらに広げることを目的とする。

3 内容

- (1) 介護事業所に対して、専門職でなければできない業務と未経験者、無資格者でもできる業務の切り分けの研修を実施する。
- (2) 業務の切り分けに関して、介護事業所に直接出向き個別のサポートを行う。
- (3) 介護事業所が支払うプラットフォームの月額利用料を最大6か月間、区が負担する。

4 対象事業所

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた大田区内の事業所

5 委託事業者

株式会社 プラスロボ

6 実施スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 参加希望事業所への説明会 | 6月頃から順次実施 |
| (2) 介護事業所に対する業務の切り分け支援 | 7月頃から順次実施 |
| (3) マッチングの無償提供 | 9月以降（最大6か月間） |

健康福祉委員会 令和8年5月14日
福祉部 資料14番
所管 障害福祉課

大田区立障害者福祉施設における指定管理者候補者の選定について

令和9年3月31日に指定管理期間が終了となる障害者福祉施設について、大田区立障害者福祉施設条例第3条の4に基づき、指定管理者候補者を選定する。

1 対象施設

施設名称	所在地	現在の指定管理者
はぎなか園	萩中二丁目12番23号	社会福祉法人 知恵の光会

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

3 選定手続き

- （1）現在の指定管理者から再指定を受けたい旨の申出を受理する。
- （2）現在の指定管理者の運営状況等を評価委員会に諮る。
- （3）評価委員会の審査及び評価の結果、基準を満たしていると判断できた場合は、当該法人を次期指定管理者候補者として選定する。
ただし、評価委員会の審査及び評価の結果、選定することの妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|---------|
| （1）再指定の申出 | 令和8年6月 |
| （2）評価委員会 | 令和8年8月 |
| （3）指定管理者候補者としての選定 | 令和8年9月 |
| （4）議会への議案提出 | 令和8年11月 |
| （5）指定管理者の業務開始 | 令和9年4月 |

令和8年度健康づくり課の新規事業等について

1 産婦健康診査費用助成（新規）

(1) 目的及び内容

産後うつや新生児への虐待等を予防する観点から、産後2週間及び1か月頃に受診する産婦健康診査に係る費用の一部を新たに助成する。

(2) 対象

令和8年4月1日以降の受診分（受診日時点で大田区に住民票があることが要件）

(3) 助成額

上限5,000円/回（2回まで）

(4) 周知方法

妊娠届出や区内転入の手続き時において受診票を配付している。
また、区ホームページにおいても周知を行っている。

(5) その他

令和8年10月1日受診分からは、都内共通の受診票が導入される。

2 1か月児健康診査費用助成（変更）

(1) 目的及び内容

子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和6年4月から1か月児健康診査に係る費用の一部を助成している。

(2) 助成額

上限6,000円/回（1回まで）

(3) 変更内容

令和8年10月1日受診分からは、都内共通の受診票が導入される。

(4) 周知方法

妊娠届出や区内転入の手続き時において受診票を配付している。
また、区ホームページにおいても周知を行っている。

3 パースデーサポート事業（変更）

(1) 目的及び変更内容

区内在住の1歳児及び2歳児を育てる家庭にアンケートを実施し家庭状況を把握するとともに、アンケート回答者にデジタルギフトを送付している。

令和8年度から、区分2歳（セカンド）を区分1歳（ファースト）に集約した。

(2) 助成時期（変更前）

区分	助成相当額
1歳（ファースト）	3万円相当
2歳（セカンド）	3万円相当※

※第二子 4 万円、第三子以降は 5 万円
助成時期（変更後）

区分	助成相当額
1 歳（ファースト）	6 万円相当※

※第二子 7 万円、第三子以降は 8 万円